

# 石巻市総合交通戦略改定支援業務 仕様書

## 1 業務の名称

本業務は、「石巻市総合交通戦略改定支援業務」と称する。

## 2 業務の目的

当市では、東日本大震災による公共交通を取り巻く環境の大きな変化を見据え、平成18年度に策定した「石巻市総合交通計画」を見直し、平成27年度に地域住民の移動手段確保や利便性向上及び復旧・復興に資すること等を目的とした「石巻市総合交通戦略」を策定した。

当戦略に基づき、平成30年度には「第一段再編事業（路線バス）」、令和元年度には「第二段再編事業（住民バス）」を実施してきており、一定の成果があげられてはいるが、当市の交通課題はなお山積しており、今後も利便性向上のための継続した施策等が必要である。

このような状況のなか、令和2年6月3日に公布された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」や、令和2年度での復興事業の完了等を踏まえ、現行の「石巻市総合交通戦略」の内容を見直す必要性が生じたことから、石巻市総合交通戦略を改定するものである。

計画の改定に当たっては、社会情勢や本市の抱える課題の整理、現行計画の検証、幅広い市民意見の取り入れなど、数多くのデータ収集や多様かつ高度な分析等が必要であることから、改定支援業務を委託するものである。

## 3 次期計画に掲げる事項

※ 下記事項を想定しているが、追加すべきと思われる事項等については提案すること。

- (1) 計画の期間
- (2) 計画の区域
- (3) 市の交通に関する現状及び課題
- (4) 市が目指す将来像
- (5) 基本理念・基本方針
- (6) 計画の目標・指標
- (7) 目標達成に必要な事業及びその実施主体に関する事項
- (8) 推進体制
- (9) 計画の達成状況の評価に関する事項
- (10) 目標を達成するために実施する事業等の推進を図るため必要な資金の確保に関する事項
- (11) 市の観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- (12) その他必要と認める事項

## 4 業務内容

※ 下記内容を想定しているが、業務内容の詳細については事業者からの提案事項とする。

### (1) 計画準備

業務実施前に、工程、業務内容、体制等を明記した業務実施計画書を提出するとともに、業務に必要な資料収集等を実施することとする。

### (2) 住民ニーズ等の把握

#### ア 市民実態調査の実施

市民の交通に対する意見や認識等を把握するため、市民実態調査を実施する。

なお、調査内容等の詳細事項については提案事項とするが、市街地部や半島部など、広範囲にわたる当市域の住民ニーズをきめ細かく把握できる手法とする。

#### イ 交通関係者へのヒアリング

各地区の実態を把握し、地域の実情に最適な交通体系を構築するため、住民や交通事業者、交通に関する専門的な知識を有する専門家等へのヒアリングを行う。

ヒアリング手法等については、事業者からの提案事項とする。

### (3) 地域公共交通を取り巻く課題の整理及び課題解決の方向性の検討

これまでの交通調査結果や市民アンケート結果等を踏まえ、当市の交通に関する課題を整理し、課題解決の方向性を検討する。なお、地区別にも整理する。

また、課題の整理と併せて、現行の石巻市総合交通戦略に基づき実施した施策の内容及び効果検証に関する事項についても整理することとする。

### (4) 計画の基本理念・基本方針及び目標・指標の設定

前号により整理した課題を踏まえ、当市における最適な交通体系を構築するための基本理念及び基本方針を設定する。

また、基本理念及び基本方針に基づき推進するうえでの目標及び指標を設定する。

### (5) 目標・指標を達成するための施策の検討

前号により設定した目標及び指標を達成するための具体的な施策を検討する。施策等は、短期・長期別に整理するとともに、地区別にも整理を行う。

### (6) 計画の推進体制の検討

前号までに整理した施策等の進め方や推進体制等については、事業者の提案事項とする。

なお、提案事項としては、現状把握から施策の実施、実施後の評価手法や評価後の施策の進め方等を具体的に示すこととする。

(7) 計画策定支援

次期計画を策定する際の支援を実施する。

また、前号までの検討・調査内容を基に、交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の関連法令や石巻市総合計画等の上位計画及び各種関連計画との整合を図り、次期計画の構成案を作成する。

構成案の提出時期については別途指示する。

(8) 各種会議の運営補助

下記会議等に伴う資料作成、議事運営補助等を行うものとする。

ア 石巻市総合交通戦略審議会（3～4回開催予定）

イ 石巻市地域公共交通会議（3～4回開催予定）

ウ 庁内ワーキンググループ（3～4回開催予定）

エ 交通事業者ワーキング（3～4回開催予定）

※ ア 総合交通戦略審議会とイ 地域公共交通会議は同日に開催予定

5 業務実施スケジュール

業務を実施するにあたっては、別紙「石巻市総合交通戦略改定支援業務 実施スケジュール」を基に進めることとするが、今後の業務実施状況に応じて、実施スケジュールは変更可能とする。

6 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、着手時1回、中間5回、最終納品前1回の計7回程度、協議打合せを行う。

7 業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約の日から令和4年3月31日までとする。

8 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・ 計画案（書類及び電子データ）
- ・ 業務報告書 A4縦版 2部
- ・ 電子記録媒体（CD-R等） 1部

9 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により復興政策部地域振興課長に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、復興政策部地域振興課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

## 10 その他

- (1) この仕様書は委託業務の概要を示すものであり、プロポーザル方式により提案を受けた内容について、協議により、当該仕様書に反映する場合がある。
- (2) 業務を遂行するにあたって、当市の交通課題等を的確に把握し、適切に対応していく必要があることから、状況に応じて、地域公共交通の専門家等から意見を求め、その意見を適宜反映するものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者及び請負者による協議のうえ、これを定める。